ンデーローエント/7士 美田

		<u> </u>	外官課 - 門川砂汐課
法令名	国有財産法	法令番号	昭和23年法律第73号
手続名	行政財産の使用又は収益の許可(収益の場所が一般海域の場合 を除く。)	根拠条項	第18条第6項

- 1. 使用又は収益の態様が当該公共用財産の用途又は目的を阻害しないこと。
- 2. 使用又は収益のため設置される施設の構造は、当該公共用財産の用途又は目的を阻害するものではなく、当該公共用財産及び当該施設の利用者等に対する安全が十分に確保されていること。
- 3. 使用させ、又は収益させる部分の数量は、その目的から考慮して最小限のものであること。
- 4. 許可しようとする公共用財産の用途廃止が著しく困難であること。

番 査

基基

準

受付	河川砂防課	処理		交付	河川砂防課	標準処理期間	20 日	目次	3 9
機関	(土木事務所)	機関	土木事務所	機関	(土木事務所)	標準経由期間	日	No.	